

第 1 章 計画について

1 策定の背景

本市では、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間における子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため「旭川市次世代育成支援行動計画」を策定し、各種施策の着実な推進に努めてきました。

その後、平成 24 年に施行となった旭川市子ども条例に基づき、こども※が健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 27 年に第 1 期となる「旭川市子ども・子育てプラン」を、令和 2 年には「第 2 期旭川市子ども・子育てプラン」を策定の上、持続的かつ安定的なこどもの育ち、子育て環境の充実を目指し、保育所の待機児童ゼロや病児・病後児保育、産後ケア事業など仕事と子育ての両立に向けた環境づくりに取り組むとともに、幼児教育・保育の無償化や子ども医療費助成、給付型奨学金の創設など子育て世帯の経済的負担軽減も進めてきましたが、社会環境の変化に伴う新たな課題への対応など、子育て施策には更なる充実が求められているところです。

国においては、少子化でこどもの総数が減少する一方、児童虐待やいじめ、不登校の問題の深刻化、こどもの貧困問題など、こどもを取り巻く社会問題が危機的状況にあることは、「子どもの人権」に関する意識が一般社会に浸透しておらず「子どもの最善の利益」が十分に確保されていないことが問題の一因であるとし、令和 5 年 4 月 1 日に「こども基本法」が施行となりました。

また、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、国のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定されたところであり、市町村においても国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務となったところです。

このような状況の中、現行の「第 2 期旭川市子ども・子育てプラン」が令和 7 年 3 月末で終了することから、本市においても、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、「旭川市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

※ こども基本法に基づき、計画内は「こども」（ひらがな）の表記に統一するが、子ども条例や子ども・子育てプランなど名称として「子ども」（子が漢字）となっているものについては、そのとおりの表記とする。

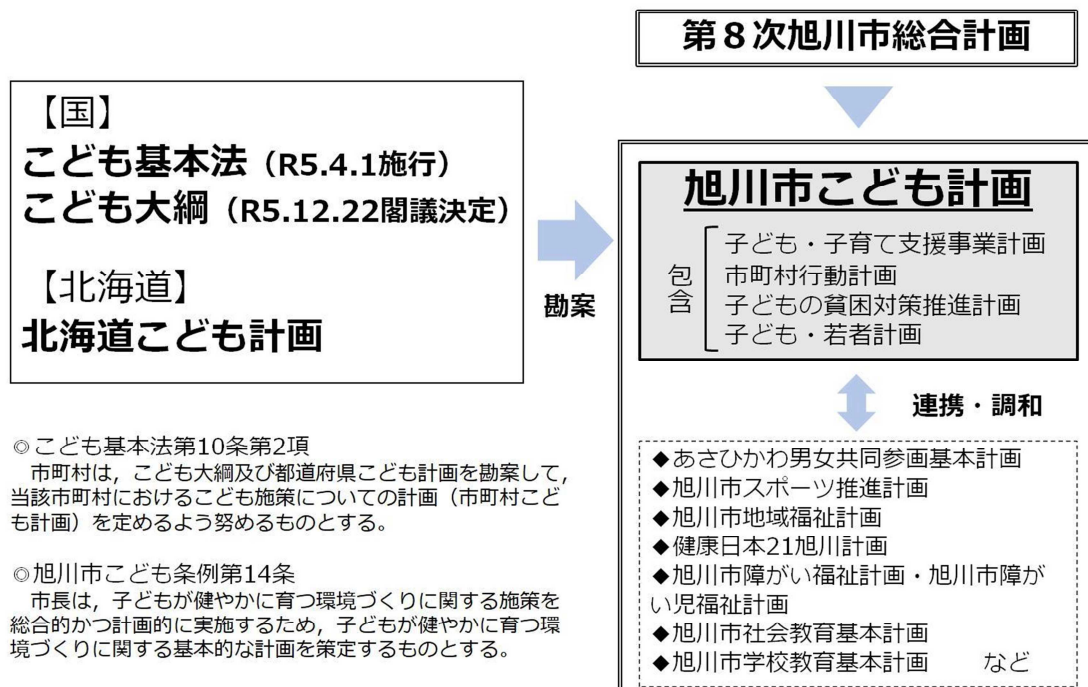
2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法及びこども大綱に基づく「市町村こども計画」であり、旭川市子ども条例における本市が進めるこどもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て推進法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」並びにこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、また、今般のこども大綱が従来の子供・若者育成支援大綱及び少子化大綱を包含したものであることから、本市のこども計画においてもその内容を勘案したものとなります。

なお、本計画は「第8次旭川市総合計画」におけるこども・子育て施策を推進するための分野別の個別計画であり、「あさひかわ男女共同参画基本計画」や「旭川市地域福祉計画」など関連する他の計画と連携・調和を図りながら、本市のこども・子育て支援施策を総合的に推進していきます。

旭川市こども計画の位置付け



3 計画期間

本計画は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化やこども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化、教育・保育需要の変化など、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 計画の対象

こども基本法において「こども」とは、心身の発達の過程にある者とされており、こども大綱においても、18 歳や 20 歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく継続して支援を行い、こどもや若者がライフステージごとにそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるようにすることが目的とされています。

そのため、本計画では、妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期から青年期までの年齢層及び子育て当事者を計画の対象とします。

なお、青年期については、概ね 30 歳未満とするが事業によっては、40 歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。

〈参考〉子供・若者育成支援大綱
若者：思春期とは
青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40 歳未満の者）も対象とする。

5 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

平成 27（2015）年 9 月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」という。）の推進に当たり策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和 5 年 12 月 19 日改定）では、地方自治体に期待される役割として、様々な計画に SDGs の要素を反映することとともに官民連携による地域課題の解決をより一層推進することとされています。

また、本市の市政運営における最上位計画である「第 8 次旭川市総合計画基本計画（令和 5 年 12 月改定版）」（以下「総合計画」という。）においても総合計画に基づく各基本政策と SDGs における 17 の目標との関係性を整理していることから、本計画の個別施策においても関連する SDGs を示すこととします。

(仮) 旭川市こども計画のイメージ

